

# 質 問 回 答 書

2020年6月26日

「(案件名) ケニア国企業金融アクセス改善にかかる情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2020年6月3日/公示番号:20a00116)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1		共同企業体を結成する場合、構成員は海外登記の法人でも良いとの理解で宜しかったですか。その場合、業務管理グループの「副業務主任者」として、当該海外登記法人の人員を配置することは可能でしょうか。	<p>1.海外登記法人の構成員としての参加について 企画競争説明書 p4、第1章5.(4)のとおりです。 共同企業体の構成員については、全省庁統一資格の保有及び日本登記法人であることを求めません。</p> <p>2. 構成員である海外登記法人所属の副業務主任者の配置について 企画競争説明書 p32、第3章3.(1)のとおりです。 副業務主任者であれば、構成員所属の方であれば、外国籍の方でも配置可能です。</p> <p>以上、1.2. について、以下ガイドライン及びお知らせも参考にしてください。 ※個別案件の事情により、例外的対応をする場合もありますので、必ず企画競争説明書をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(p17 別添資料3)</li></ul> <p><a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000yi46x-att/proposal_guidelines_201904.pdf">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000yi46x-att/proposal_guidelines_201904.pdf</a></p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンサルタント等契約(業務実施契約)における外国リソース活用の制限緩和について  <a href="https://www.jica.go.jp/announce/information/20181121.html">https://www.jica.go.jp/announce/information/20181121.html</a></li> </ul>
<p>以上、6月12日回答済み。</p>			
2		<p>本調査の業務内容に鑑み、関連分野で豊富な経験を持つ外国籍人材を積極的に活用することを検討しています。その結果、「外国籍人材の活用」項目にある「業務従事者の2分の1」という上限目途を満たせない可能性が生じますが(例:60-70%が外国籍人材)、この点によりプロポーザル審査に際して問題が生じるかどうか(減点、失格等)、確認させてください。なお、「業務従事人月」に関しては、約2分の1を日本国籍人材として、業務主任者を含め日本人による品質管理体制を整える提案をさせていただき予定です。</p>	<p>失格にはなりません。1/2はあくまで目途です。これを超える提案をする場合は、その理由や必要性等をプロポーザルに記載してください。加点になるか減点になるかについては、提案内容によります。</p> <p>企画競争説明書とガイドラインにおける該当部分及びお知らせを以下に記載しますので、参考にしてください。</p> <p>※ガイドライン及びお知らせの内容については、個別案件の事情により、例外的対応をする場合もありますので、必ず企画競争説明書をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画競争説明書 p33、第3章 3. (2)「外国籍人材の活用」</li> <li>・ 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(p4、I.1.(2)4)「要員計画」及び p13、別添 2、I.2. 3)「要員計画の妥当性」)</li> </ul> <p><a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000yi46x-att/proposal_guidelines_201904.pdf">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000yi46x-att/proposal_guidelines_201904.pdf</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンサルタント等契約(業務実施契約)における外国リソース活用の制限緩和について  <a href="https://www.jica.go.jp/announce/information/20181121.html">https://www.jica.go.jp/announce/information/20181121.html</a></li> </ul>

3		<p>現地再委託に関し、項目2(3)で記載されている業務以外を再委託として提案することは可能でしょうか？</p>	<p>企画競争説明書にて再委託可としている事項の他にも、現地再委託による実施が望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。</p> <p>現地再委託契約にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行ってください。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札など)、競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行ってください。</p> <p>・「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」  <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq0000kzw94-att/ent_201704_guide.pdf">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq0000kzw94-att/ent_201704_guide.pdf</a></p>
4		<p>・要員計画に関し、様式4-3を記入する際に、評価対象者以外については氏名を特定しない形でも問題ないでしょうか？(個別業務従事者の Availability が現時点から調査開始までの間に変わる可能性があるため)</p>	<p>特定しない形で問題ありません。評価対象者以外の業務従事予定者については、従事予定者の配置の考え方(従事予定者が具備すべき専門性や当該分野での経験等)を提案してください。</p> <p>詳細は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」p3、I.(2)4「要員計画」のとおりです。  <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq0000yi46x-att/proposal_guidelines_201904.pdf">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq0000yi46x-att/proposal_guidelines_201904.pdf</a></p>
<p>以上、6月16日回答済み。</p>			

5	P33-5. 見積書作成にかかる留意事項(1)	「第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。」とありますが、本件については①第一期の本見積および別見積もり、②第二期の本見積および別見積もり、③全体の本見積および別見積もり、の合計6部を作成するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	P33-5. 見積書作成にかかる留意事項(3)2)	一般業務費(データ保存にかかる経費) 3,260 千円の内訳が以下の通り記載されていますが、合計金額は 3,230 千円との理解で宜しいでしょうか。 クラウドストレージ使用料月額 100 千円×32ヶ月分+データやり取り USB1 個 5 千円×6 個=3,260 千円	ご理解の通りです。ご指摘ありがとうございます。
7	P23-5.(7) 調査の内容	P23-5.(7)にて、「注 16 ホテル等の会場借上げ費として、300 千円を本見積りに定額計上すること」とありますが、ワークショップ/ セミナー1 回あたり 300 千円(第一期はワークショップ/ セミナーを 2 回予定しているため 300 千円×2 回分を積算)との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	P29「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」1.	本調査では、現地金融機関やケニア政府関係者との連絡・調整やヒアリング等を円滑に行うため、弊社現地法人を調査補助として	10 月以降は渡航制限が解除されることを前提として見積を作成願います。 渡航制限が長期化する場合には、必要に応じて契約変更等を検

	(2)「1)業務実施の基本方針」	<p>活用することを検討しておりますが、新型コロナウイルス流行による渡航制限が10月以降長期化する等の場合には、弊社現地法人の工数を増やす等の対応をとり、調査の遅延を最少化することを検討しております。</p> <p>上記の弊社現地法人へ支払う費用(特殊備人費を想定)については、現在想定されている状況(10月以降は渡航制限が解除される)を前提として見積もりに含めるとの理解で良いでしょうか。また、仮に渡航制限が長期化して調査補助へ支払う費用が増加する場合には、契約変更等をご検討頂けるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>討します。ただし、10月以降に調査団員が現地にて実施予定であった業務を貴社現地法人へ託すということであれば、報酬の減と一般業務費の増で対応することとなります。この場合、必ずしも全体の契約金額の増とはならない可能性もある点をご承知おきください。</p>
以上、6月18日回答済み。			
9	P29 1 (1) 1) 類似業務の経験	<p>様式 4-1(その 1)へ記入する際、「業務業務者数」は実人数または M/M のどちらを記入すべきでしょうか</p>	<p>実人数を記載してください。</p>
10	同上	<p>様式 4-1(その 1)へ記入する際、守秘義務の関係上、「発注者名」、「契約金額」等、開示できない情報がございます。その場合は、該当項目に「非開示」と記載する対応でよろしいでしょうか</p>	<p>発注者名や契約金額もプロポーザル評価の際の参考にしています。</p> <p>一方で、貴社と貴社のクライアント様との関係もあるかと存じます。</p> <p>参考情報が減る分、プロポーザル評価に当たっては有利とはいい難いですが、「非開示」と記載いただいてもかまいません。</p>

11	同上	様式 4-1(その2)へ記入する際、「業務内容」は1ページに収める必要があるでしょうか	特段制限を設けているわけではありませんが、過不足なく1ページに収めていただいている場合がほとんどです。
12	P33 5. (3) 2) 及び p16 脚注 8 (データ保存・分析にかかる経費)	P33 には「別見積りではなく、見積書の内訳として本見積りに計上してください」と記載されている一方、p16 脚注 8 では、「これら経費については別見積りとする」とございます。P33 の通り本見積りに定額計上して宜しいでしょうか。	ご理解の通り本見積りに計上願います。ご指摘ありがとうございます。
13	P33 5. (3) 2) 「企業金融アクセス改善のためのデータ分析以外の手法の検討」パイロット事業経費：15,000 千円	パイロット事業経費(本見積りに定額計上)は、直接経費の内、どの項目に計上すべきかご教示いただけないでしょうか。	実施方法に応じ、一般業務費若しくは再委託費で計上していただくことを想定しています。
以上、6月22日回答済み。			
14	第2章 2.調査の目的 および 4. 調査実施の留意事項(8)企業金融アクセス改善のためのデータ分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本調査で実施するパイロット事業(「トライアル」と同義でしょうか)の実施件数は3件(=選定した「3つのオプション」が対象)との理解で齟齬ありませんでしょうか。</li> <li>● また、パイロット事業は「金融機関側の取り組み」ではないオプション(4.(8)に記載のクラウドファンディング、政府保</li> </ul>	<p>パイロット事業とトライアルとは概ね同義です。他方で、大きく分けるとそれらは2つあります。実施件数としては1. を1件、2. で3件を予定しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (P15(7)信用リスク評価モデル構築及びプラットフォームの検討)信用リスクデータとモデル(クレジットリスクデータベースとそのモデル、或いは入出金データとAI利活用によるモデルの両方の可能性を確認したうえで、可能性が高い方を実証・検証/トライアルする)</li> <li>2. (P17(8)企業金融アクセス改善のためのデータ分析以外の</li> </ol>

<p>以外の手法の検討 および</p> <p>5. 調査の内容 【第1期】(4)第2回 現地調査以降 5) 企業金融アクセス 改善にかかるその 他の手法の検討</p> <p>および</p> <p>(5)1)企業金融ア クセス改善のため の、フィンテックの 活用を含めた方針 や対応オプション の検討</p> <p>および</p> <p>5.調査の内容【第 2期】(4)企業金融 アクセス改善のた</p>	<p>証など)についても実施されたいご意向 でしょうか。</p> <p>(2. 調査の目的において、「金融機関側の 取り組みについてパイロット事業実施等を通 じ」とあるため、お伺いしております。)</p> <p>パイロット事業は特に海外投融資・技術協 力・円借款の内、特にどのスキームを活用し た案件化に繋げる想定でしょうか</p>	<p>手法の検討)金融機関側、制度面における多種多様な手法 のレビューと対応オプションの選定とパイロット事業によるそ の検証。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「3つのオプション」とは、2.における対応オプションを3つ 選定することになります。</li> <li>● 2.でのパイロット事業は技術面での検証・実証を念頭に置 いており、主にフィンテック企業による手法についてパイロッ ト事業でフィージビリティを確認することを考えております。</li> </ul> <p>(ご質問は、上記の2.「企業金融アクセス改善のためのデータ分 析以外の手法の検討」にて実施するパイロット事業に関するも の、と想定し、回答します。)</p> <p>このパイロット事業は、企業金融アクセス改善のための手法・ア プローチを検討するために実施するものであり、特定の JICA 事 業(海外投融資・技術協力・円借款)に繋げることを想定している ものではありません。</p>
---	--	---

	めのフィンテック活用を含めた方針や対応オプションの検討		
15	第2章4. 調査実施の留意事項(9)海外投融資案件の検討	金融機関への支援を想定した3件と、伝統的な金融機関以外への支援を想定した3件の合計6件の海外投融資案件の基本構想を提案するという理解でよろしいでしょうか。	その通りです。
16	第2章4. 調査実施の留意事項(10)技術協力案件・円借款事業の検討	本項目に対応する基本構想(案)は何件程度を想定されていますでしょうか。	プログラムローン或いはツーステップローンの1件を想定しています。
17		<p>「質問回答書」の通番号1. 海外登記法人との共同企業体構成および通番号2. 外国人材が1/2以上となるプロポーザルに関連し、確認させていただきたく存じます。</p> <p>P19から20にかけての“現段階で想定している大まかな調査の流れ”の表中「(ア)企業金融アクセス改善のために、金融機関が保有するデータを分析し、財務諸表データと勘定系の入出金データによる信用リスク評価などを含む効果的な手法・制度の実行可能性を検討効果的と実証されたアプローチを提言としてまとめる」という部分は97M/M</p>	<p>海外登記法人と共同企業体を結成する場合も、元請の本邦コンサルタントにより日本の技術・知見は担保されていると考えます。これも踏まえて、応札者からの提案内容については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」及び本件調査の企画競争説明書に基づいて評価します。</p> <p>また、データベース及びモデル構築の方法、留意事項等については、AR値による検証の要否、AR値を使用する場合はその目安となる値等についても検討の上、プロポーザルにて提案をお願いします。</p>

のうち40M/M(P16 注 6)と記されており(さらにデータ収集にかかる現地再委託部分を含めるとそれ以上となり)、一定の水準のスコアリング・モデルの構築を目指しているものと考えられます。企画競争説明書および「質問回答書」通番号1. および2についての回答によれば、本調査への応札に当たって、発展途上国でスコアリング・モデルの提供を行っている外国企業や人材を幅広く活用することが可能と理解でき、海外登記法人と共同企業体を構成することも一つの選択となりうると考えられます。しかしながら、欧米系信用情報企業の途上国にけるビジネスには、消費者信用向け評価モデルを企業信用向け評価モデルとして提供するなどの悪質なビジネスが横行しているのに加え、当該分野において、十分な技術力と経験を有する邦人企業・団体が存在するとともに、(P15 で CRD が言及されているように)日本の独自のアプローチが日本の金融機関向けに確立され、高い実績と評価を得ています。ODA が我が国の納税者の負担によっていることに鑑みれば、ケニアの企業金融促進に役立つ可能性が大きい日本で確立された技術・知見が存在するのであれば、それを利用することが望ましいと考えられます。

		<p>こうした点を踏まえて、以下の点について質問させていただきたく存じます。</p> <p>①海外登記法人との共同企業体構成により、外国リソースを活用し、外国の技術・知見をベースとした応札プロポーザルとなった場合、日本の ODA 事業に求められる”日本の技術・知見を外国に紹介・トランスファーし、当該国の開発に役立てるといふ”意義は担保されているのでしょうか。</p> <p>②上述したような悪質なビジネスを排除するためにも、スコアリング・モデルの精度を測る客観的な基準、例えば構築されるスコアリング・モデルが最低限達成すべき AR 値(一般的に金融機関がモデル改訂のトリガー基準としていることが多い AR=0.6 等の基準値)の目標等は設定されないのでしょうか。</p> <p>③日本の技術・知見に基づくものではなく、外国技術・知見ベースのプロジェクトが提案された場合、その優位性を判断する基準は何でしょうか。企業金融の促進という観点からより有効であるかどうかには尽きるのでしょうか。</p>	
--	--	---	--

以上